

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「第5次藤枝市地域福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画）」（案）
「第5次藤枝市地域福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画）」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	3 人
(2) 提出された意見の数	17 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	13 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	2 件
(3) 今後の参考とする意見	1 件
(4) 反映できない意見	1 件
(5) その他（質問含む）	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	地域福祉活動計画は民間の活動・行動計画として市社協が中心となって策定するものであり、市社協の事業計画ではないので、P38「(1) 多様なサービスの提供」における主な事業「居宅介護支援事業 他5事業」、P42「(3) 高齢者の生きがいづくり支援」の主な事業「生きがい対応型デイサービスセンター「藤の里」他1事業」を市社協固有の取組のように記載するのは適当ではない。特に、固有の事業所名を記載してある箇所は不適当ではないか。	P38は「(1) 多様なサービスの提供」の本文を「介護保険法、障害者総合支援法等に基づく各種サービスを関係機関等と連携して提供することで、高齢者や障害のある人等を対象とし、生活支援と社会参加の促進を図ります。」に変更します。 また、「生活介護事業所 ポップライフ」を「生活介護事業」、「放課後等デイサービス事業 ルピナス」を「放課後等デイサービス事業」に修正します。 P42は「(3) 高齢者生きがいづくり支援」の本文を「介護保険に該当しない高齢者及び介護認定「要支援」の人を対象に、自立生活の助長や生きがいづくりを目的に、関係機関と連携する中で、日常動作の訓練やレクリエーション活動等を行う生きがい対応型デイサービスを運営します。」に変更します。 また、主な事業を「生きがい対応型デイサービスセンターの運営」に修正します。	反映した意見
2	P19「(3) 地域福祉活動に関する情報発信」の主な事業に「健康福祉大会の開催」がある理由がわからない。“様々な媒体を活用して情報発信”という本文と合わないのではないか。	本文を「広報やホームページ、SNS、マスメディア等の様々な媒体や健康福祉大会等のイベントを活用して、福祉に関心のない人にも目を向けてもらえるような効果的な情報発信を行います。」に変更します。	反映した意見

3	P44の「学校サポーターズクラブ」について、用語集に説明があるとよい	用語集に「学校サポーターズクラブ 学習支援およびクラブ活動支援のための講師派遣等により、地域の教育力を学校教育へ活用し、地域と学校が一体となり子どもを育む環境をつくる事業」を追加します。	反映した意見
4	P23「(1)見守り体制の充実」の主な事業に「ふれあい会食会支援事業」を記載した方がよいのでは。	「ふれあい会食会支援事業」を追記します。	反映した意見
5	P25の「認知症の方の交流会参加者数」という目標指標は「2-1 孤立させない地域づくり」ではなく、「1-1 地域共生の意識づくり」の目標指標とした方がよいのでは。	「認知症の方の交流会参加者数」は、認知症で悩みごとや困りごとを抱えている人が、社会的に孤立しないように行っている事業ですが、現在の計画では1-1(2)の事業に同様の内容が入ってしまっているため、孤立させない地域づくりP18の1-1(2)の本文「子育てに不安を感じる保護者や認知症の当事者等、同じ経験や悩みを持つ人々の交流や情報交換の場の充実を図ります」を、P24(3) 相談機会の充実の本文に修正します。併せて、1-1(2)の主な事業のうち、「認知症の方の交流事業」をP24(3)の主な事業へ修正します。	反映した意見
6	P29の「安全安心サポートネットワーク」について、用語集に説明があるとよい。	用語集に「安全安心サポートネットワーク 高齢者の孤独死や不審者の出没、交通事故等周囲の気づかないところで発生している問題を早期発見、解決するため、検針・宅配など市内を巡回する事業所と連携して、見守り活動を実施する事業」を追加します。	反映した意見
7	P32の「日常生活自立支援事業」について、用語集に説明があるとよい。	用語集に「日常生活自立支援事業 認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う事業」を追加します。	反映した意見
8	P39の写真のタイトルが「移動支援サービス(ノアの運ぶネ)」より「地域支え合い出かけCARサービス」の方がよいのではないかと。	タイトルを「移動支援サービス(ノアの運ぶネ)」から「地域支え合い出かけCARサービス」へ修正します。	反映した意見
9	P41「(2)高齢者の生きがいづくり支援」の主な事業に「ふれあいサロン活動支援事業」や「ふれあい会食会支援事業」も含まれると考えます。	「(2)高齢者の生きがいづくり支援」の主な事業に「ふれあいサロン活動支援事業」と「ふれあい会食会支援事業」を追加します。	反映した意見

10	P44の「ペアレントメンター」について、用語集に説明があるとよい。	用語集に「ペアレントメンター 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた養育者」を追加します。	反映した意見
11	P54(3)現状から見えた課題の2番目のし点の記載の最後の部分「また、経済的な理由等によって制度が利用できない人を対象に、公的な支援を行うことも必要です」とあるが、この表現ではお金がなければ制度利用ができない、と受け取られかねないため、「経済的な理由等によって制度利用をあきらめることの無いように、公的な支援を行うことも必要です」とすることを提案します。	P54(3)現状から見えた課題の2番目のし点の記載の最後の部分については、「経済的な理由等によって制度利用をあきらめることの無いように、公的な支援を行うことも必要です」と表現を修正します。	反映した意見
12	P56基本方針1 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの強化についての記載によれば中核機関は市の福祉所管部署と成年後見支援センターで構成されると読めるが、国の手引きによれば中核機関は地域における成年後見制度の利用促進を集中主導していくことを求められている。中核機関はあくまでも成年後見支援センターが単独で担い、市の福祉所管部署は、そこをサポートする位置づけとした方が体制が明確になると思われる。	中核機関は地域の実情にあわせ柔軟に整備する観点から整備パターンは一つではなく、本市では、「直営+委託」の機能分担型による整備を想定しています。成年後見支援センターが中心となり展開しますが、内容や必要性に応じ、市の福祉所管部署と連携・対応や分担を行います。また、それぞれが持っている既存の仕組みなどを活用し、強みを活かすことが可能な体制を構築していきます。	反映できない意見
13	P56基本方針1の藤枝市地域連携ネットワークのチームの図で、本人と特に後見人等を中心にした図には違和感を覚える。本人の抱える課題を中心とした図の方がしっくりくる。	チームの図を「本人の抱える課題」を中心に本人や後見人等、家族・親族、相談支援専門員等がその課題にアプローチしてチームとして連携する図に修正します。	反映した意見
14	P58藤枝市成年後見支援センターの役割 成年後見制度利用促進の2番目の記載を家庭裁判所との連携・協調が必須となるため、「家庭裁判所および法律・福祉の知識を持つ専門職や幅広い関係者との関係の維持、発展」とすることを提案します。	P58藤枝市成年後見支援センターの役割 成年後見制度利用促進の2番目の記載については、「家庭裁判所および法律・福祉の知識を持つ専門職や幅広い関係者との関係の維持、発展」と家庭裁判所を含めた表記に修正します。	反映した意見
15	P60権利擁護人材の確保について親族後見に対する支援について盛り込むことを提案します。	親族後見に対する支援については、P66適切な後見人等の選任・交代の主な取組の2番目に親族後見人の支援として記載しています。	既に盛り込み済みの意見

16	<p>P60権利擁護人材の確保について 事案によっては個人受任が困難なケースが散見されるため、法人後見の拡充を検討すべきではないかと考えます。</p>	<p>法人後見の拡充については、P66の適切な後見人等の選任・交代の主な取組の3番目に法人後見の活用として記載しています。</p>	<p>既に盛り込み済みの意見</p>
17	<p>市の成年後見制度に関するホームページから基本計画へリンクを表示したり、基本計画について概要版をあわせて掲載し、ホームページ内で容易に検索できるようにするなど市民に対して成年後見制度周知のためによりわかりやすく伝わるよう検討することを提案します。</p>	<p>市民に対して成年後見制度周知のためにわかりやすく伝わるよう市ホームページの構成を検討してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>